

所定疾患施設療養費について

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者様の医療のニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

- 対象となる入所者様の状態は次の通りです。
 - 肺炎
 - 尿路感染症
 - 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射をひつようとする場合に限る）
- 上記で治療が必要となった入所者様に対し、治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に算定する。また、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
- 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
- 算定開始後は、治療の実施状況について、前年度の当該加算の算定状況を公表する。

主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。

算定状況

診断名／年月		平成30年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
肺炎	人数	0	2	0	1	2	2	2	0	1	0	2	0
	治療日数	0	13	0	7	9	3	14	0	7	0	12	0
尿路感染症	人数	0	0	1	4	3	1	5	6	3	3	1	5
	治療日数	0	0	3	23	17	7	29	26	19	14	7	25